

# 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）について（意見）

平成 25 年 10 月 29 日

大阪狭山市長 吉 田 友 好

前回（10 月 22 日）の検討会は、所用により出席できなかつたことから、当日示された本検討会の報告書（案）に対する意見を以下のとおり提出する。

- これまで国と地方は、消費税率（国・地方）の引上げに伴う増収配分等について、「国と地方の協議の場」等を通じ種々議論を行ったが、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策等の議論については、行ってこなかった。
- 今般の報告書（案）では、地方税源の偏在是正の方策として、市町村は税源の偏在や財政力の格差が都道府県より大きいこと、地方消費税率の引上げによる財源超過額の拡大は都道府県・市町村双方に生じることから、地方消費税の税率の引上げに併せて、市町村分も含めて法人住民税法人税割の交付税原資化を図ることを検討すべきであるとしている。
- しかしながら、これまでの議論において、地方税源格差の是正を地方税収の一部をもって水平調整するということの是非などについて必ずしも十分議論が尽くされていない中で、P.20 の「市町村分も含めて検討すべきことは当然である。」との表現には拙速感がある。
- ましてや、P.29 の「地方消費税の税率引上げのタイミングは、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を図る上でよい機会である。」あるいは、「地方消費税の税率引上げに併せて、法人住民税法人税割の交付税原資化を図ることを検討すべき」との表現については違和感がある。
- 市町村分を含めた法人住民税法人税割の一部を交付税原資化しているが、地方交付税総額が確実に増額する手立てをどのように講じていくのか、また、制度改正によって法人住民税のウェイトの大きな団体等においてどのような変動が生じるのかなどについて具体的に示されておらず、十分な説明が必要であると考ええる。
- 特に企業誘致や地域の産業経済の活性化のための施策を通じて税源涵養を図っている市町村の実態を踏まえれば、法人住民税をはじめ、各市町村の努力が報われるような税制は堅持されなければならない。
- 本報告書（案）は、税源の偏在を是正する一つの方策を示したものであり、今後、国において具体的な検討がなされるものと思うが、その実現に当たっては、少なくとも関係する地方の納得が得られるものでなければならないものと考ええる。